

屋外広告物の手びき(デザイン編)

～よりよい屋外広告物景観のための手びき～



北九州市建築都市局総務部都市景観課
建設局道路部管理課
協力:北九州広告美術業協同組合

はじめに

北九州市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして北九州市屋外広告物条例を定め、良好な景観形成や風致の維持に努めるとともに、市民のみなさまへの危害防止に取り組んできました。

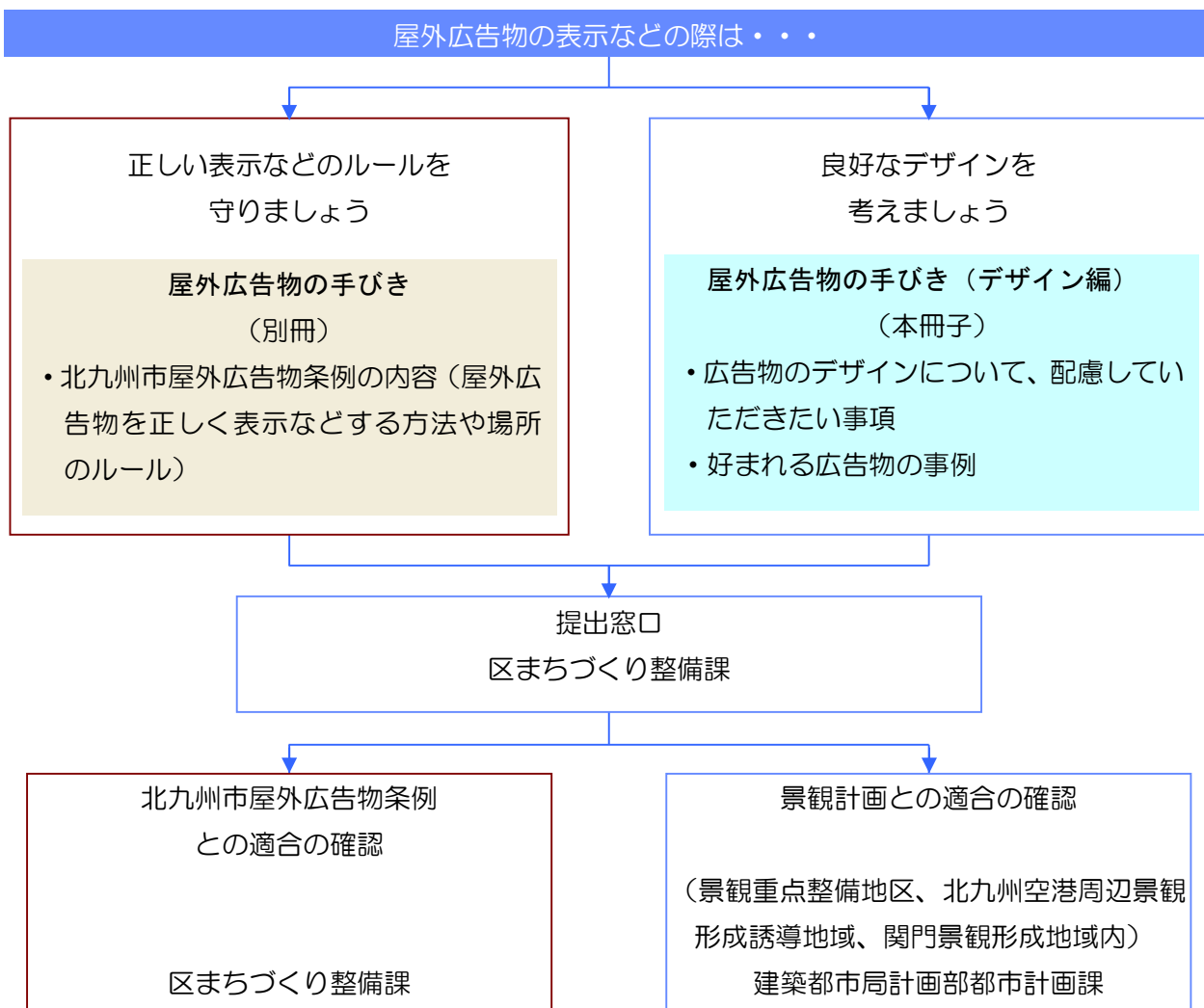
平成20年7月、市民・事業者・行政が協働して良好な景観を育んでいく事を目的に景観法に基づく「北九州市景観計画」（令和2年4月改定）および、本市の景観づくりの基本方針である「北九州市景観づくりマスタープラン」（平成31年4月改定）を策定いたしました。

今後はこれまでの屋外広告物条例に加えて、この「北九州市景観計画」に基づき、景観を形成する大きな要素の一つである屋外広告物にも、広告面積や表示などの場所（箇所）、デザインなどにいっそうの配慮を求め、より良好な北九州市の景観づくりを目指していくこととなります。

本冊子「屋外広告物の手びき（デザイン編）」では、屋外広告物を表示などする際に配慮していただきたいデザインなどについての事例をご紹介します。

よりよい屋外広告物の表示などによる魅力的な街並みづくりのために、本冊子をご活用ください。

なお、北九州市屋外広告物条例に定められた、屋外広告物の正しい表示などの方法や場所などについては、別冊「屋外広告物の手びき」でご紹介しています。



この手びきの構成と使い方

本冊子「屋外広告物の手びき(デザイン編)」は、よりよい屋外広告物景観を形成していくために、周辺の環境と調和した屋外広告物の面積や表示場所(箇所)、デザインなどの配慮していただきたい事項、好まれる広告物や嫌われる広告物の事例を写真やイラストで解説したものです。北九州市で屋外広告物を表示などする際には、本冊子を参考にしてください。

I.よりよい屋外広告物景観に向けた考え方	1	よりよい屋外広告物景観の形成に向けて、景観と屋外広告物の考え方、これまで北九州市が取り組んできた内容を紹介しています。
1.景観と屋外広告物	1	
2.景観づくりの方向性 (北九州市景観計画)	2	
3.北九州市屋外広告物条例	4	
4.屋外広告物のデザインの考え方	6	
II.周辺環境と調和した屋外広告物のデザイン例	8	周辺環境によって異なる屋外広告物のデザインの考え方を、地域や項目別に整理しています。
1.街なみと調和した屋外広告物のデザイン例	8	
2.自然地の屋外広告物のデザイン例	10	
3.沿道市街地の屋外広告物のデザイン例	12	
4.商業地の屋外広告物のデザイン例	14	
5.住宅地の屋外広告物のデザイン例	16	
6.ラッピングバスのデザイン例	17	
III.みんなで作る屋外広告物景観	19	よりよい屋外広告物景観を形成していくためには、さまざまな人が屋外広告物について考えていくことが必要であることをまとめています。
1.地域性に配慮した屋外広告物景観の形成	19	
2.問合せ窓口	19	

I. よりよい屋外広告物景観に向けた考え方

屋外広告物のデザインを考える前に、屋外広告物と景観の関係を把握しましょう。

ここでは、景観と屋外広告物の考え方や北九州市の景観づくりの方向性を示す「北九州市景観づくりマスタープラン」、屋外広告物を正しく表示などできる方法や地域のルールを示した「北九州市屋外広告物条例」の紹介をします。

1 景観と屋外広告物

よりよい景観は、海、山、川などの自然や街路樹、道路、建物、広告物などさまざまな要素全体のバランスがとれてはじめて形成されるものです。なかでも屋外広告物は、道路などの公共空間と異なり、私的なものといえますが、人々にさまざまな情報を発信する役割を持つため、**公共的な性格**も持ち合わせています。

デザインの優れた屋外広告物は、市民に店や商品の情報をわかりやすく提供するとともに、お店の雰囲気や風格を伝える「店の顔」としての役割を果たします。

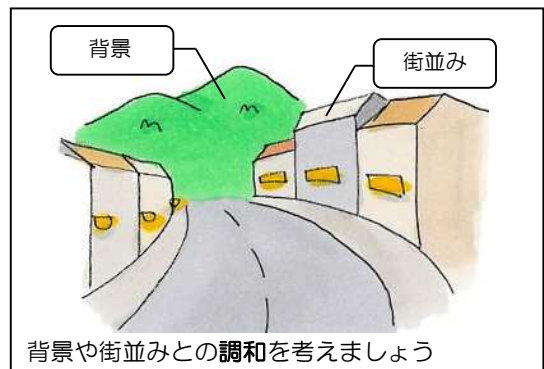
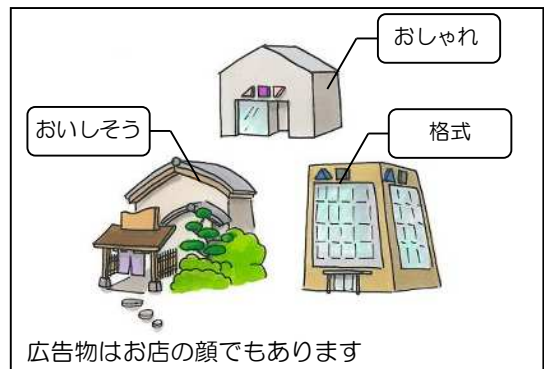
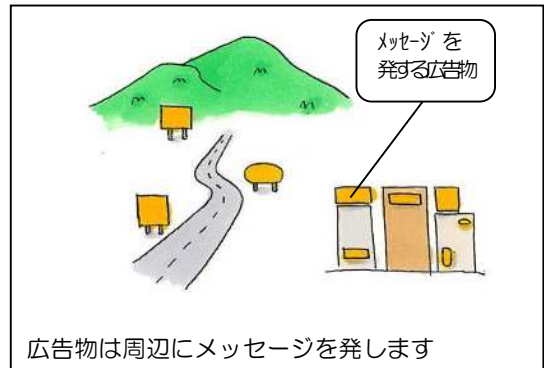
また、こうした優れた広告物は、まちのにぎわいをつくり出し、多くの人をひきつける**魅力ある景観を形成する大変重要な要素**となります。

一方で、わかりやすさや目立つことを追求しすぎるあまり、建物のデザインとの調和を欠くものや、自然地や観光地など特徴ある周辺の景観になじまない、**見苦しい景観を形成する要因**ともなりえます。

それだけではなく、見苦しい印象を消費者である市民に対し伝えることとなります。このように、広告物は景観を構成する重要な要素でもあり、魅力的な屋外広告物景観であるためには、**その地域の土地柄や街並みなどの特性に合わせた広告物をデザインすることが大切です。**

みなさんは「どんなお店に行ってみたいですか?」「どんなまちに行ってみたいですか?」「どんなまちに住んでみたいですか?」

そのときの屋外広告物のあり方をイメージすると、地域の特性と調和した広告物のデザインも考えやすいのではないのでしょうか。



2 景観づくりの方向性（北九州市景観計画）

北九州市では、平成20年に策定（令和2年4月改定）した「北九州市景観計画」において、良好な景観形成に向けた屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項（事前協議制度において景観計画との適合を図る内容）を定めています。

■対象地区



■屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

(1) 景観計画区域

項目	表示等に関する行為の制限
位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 高い場所での屋上広告物の設置は極力控える。やむを得ず設置する場合は控えめなデザインとする。
規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 発光を行うものは、高輝度や点滅を繰り返す広告表現をしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 文字・イラスト・写真などの情報量は厳選し、視認性の高いレイアウトに努める。
色彩	<input type="checkbox"/> 色調は、建築物壁面の色彩や周辺の景観と違和感のないものとする。 <input type="checkbox"/> 基調色は原則彩度10以下とする。 ※基調色とは広告表示面積の1/3を超える色。

(2) 景観重点整備地区

ア 木屋瀬地区を除く

項目	行為の制限
位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な建築物の周辺では、点滅または輝度が変化する広告は掲出しない。

規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を利用する広告物は、切文字を使用するなど、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。

イ 木屋瀬地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 住民が定める建築協定等を尊重し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 <input type="checkbox"/> 点滅または輝度に変化する広告物は掲出しない。

(3) 北九州空港周辺景観形成誘導地域

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。 <input type="checkbox"/> 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。

(4) 関門景観形成地域

ア 和布刈地区、風師山等山並み地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないよう努める。

イ 大里新市街地地区、門司港レトロ地区、 西海岸・片上海岸・小森江地区、 門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

3 北九州市屋外広告物条例

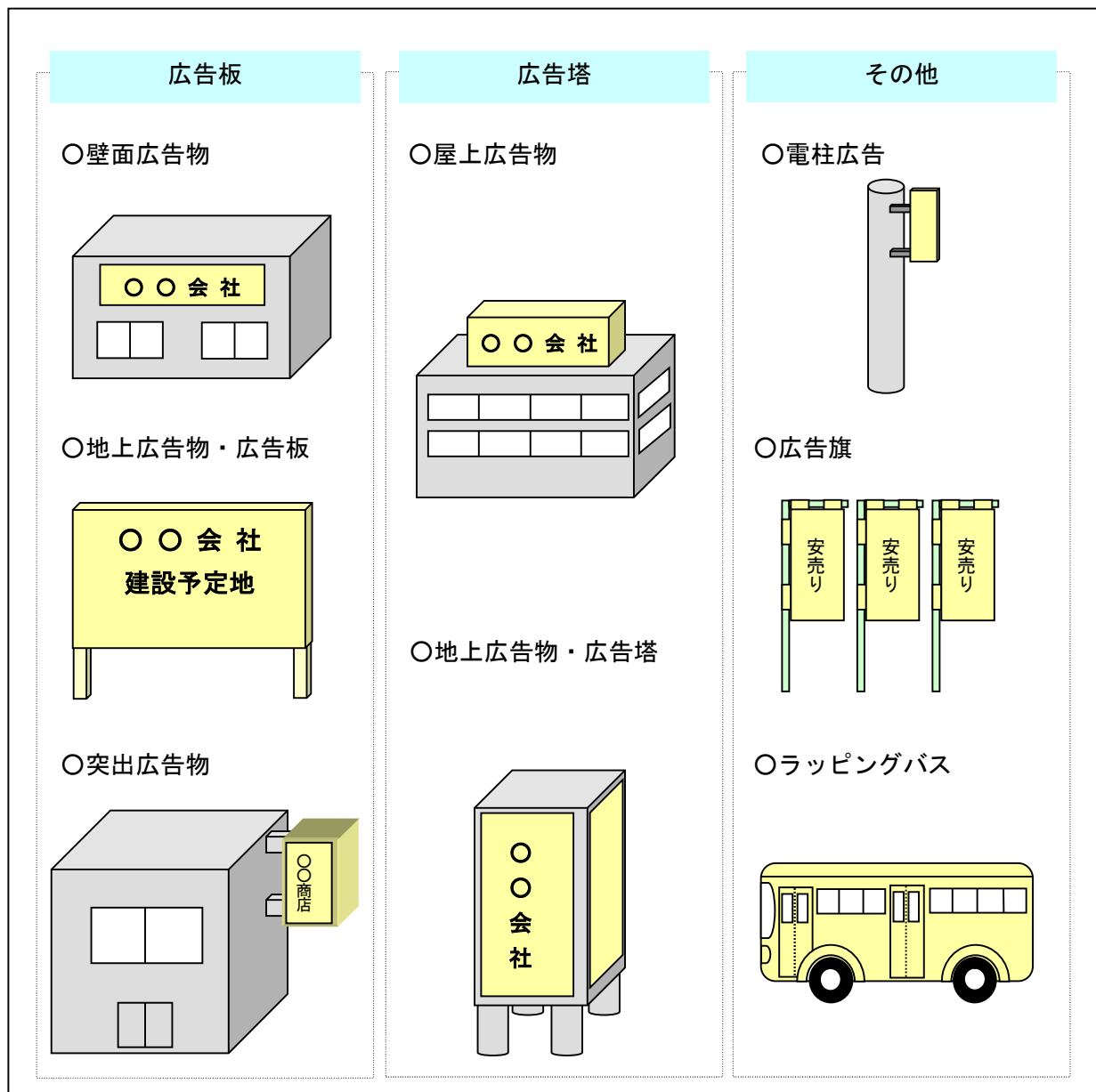
北九州市では、安全性を確保し屋外広告物の種類や規模、表示できる地域に関するルールとして、北九州市屋外広告物条例を定めています。いくら優れたデザインの屋外広告物でも、条例に違反した場合は表示などすることができません。

また、屋外広告物を表示などする際には許可が必要です。特に、**景観重点整備地区などでは地区基準に基づき、景観形成に関する事前協議が必要です。**(詳しくは別冊「屋外広告物の手びき」をご覧ください)

●屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、次のような種類があります。はり紙、はり札、広告旗、看板、広告板、広告幕(網)、広告塔、アドバルーン、アーチ、電光ニュース、ネオン、電柱などを利用する広告物など

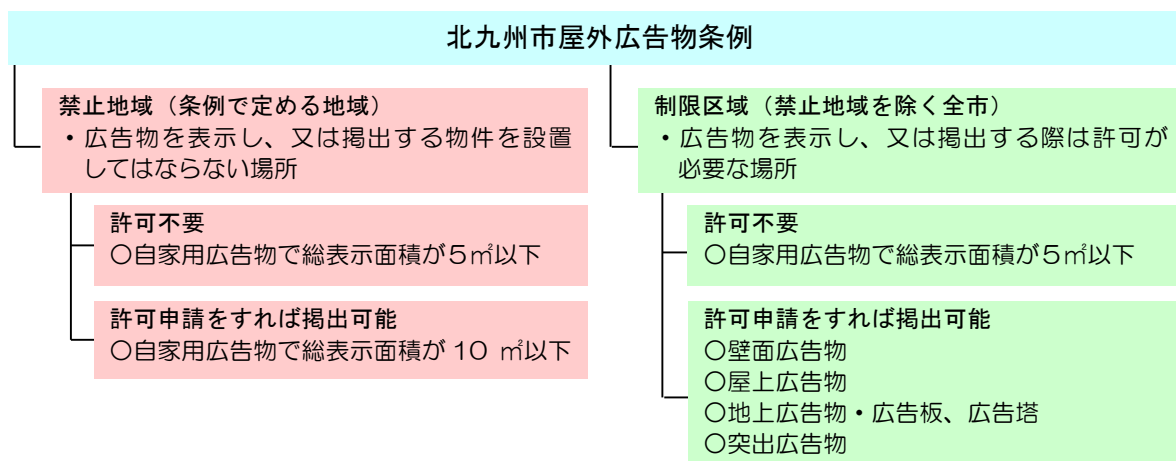
■屋外広告物の種類



●屋外広告物の表示場所のルール

屋外広告物の表示などにあたっては、住宅地、商業地などその地域の特性に応じたルールが必要であり、北九州市屋外広告物条例では、広告物の表示などを禁止している地域と許可を出せば表示などできる地域に分けて、それぞれに基準を設けています。

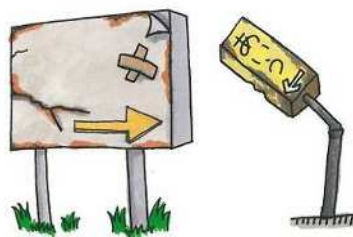
また、平成21年度から新たに、景観重点整備地区などで街なみに調和した広告物規制を行う「規制区域」の制度を設けました。



●こんな屋外広告物の表示などはできません

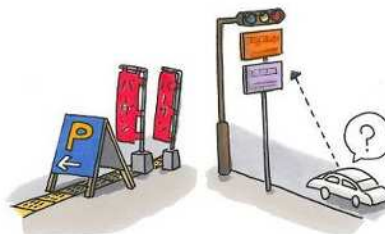
著しく破損し、又は汚染されたもの

- ・ 著しく汚れたり、色あせたり、破損した看板は店のイメージダウンや周辺環境の悪化にもつながります。
- ・ 日ごろからの維持管理が重要です。



信号機もしくは道路標識に類似し、これらの効用を妨げるもの又は道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

- ・ 信号機の視認性を妨げたりするものは、交通事故の原因になります。
- ・ 歩行者誘導ブロック上の立看板など、歩行者の通行の妨げとなるものは設置できません。



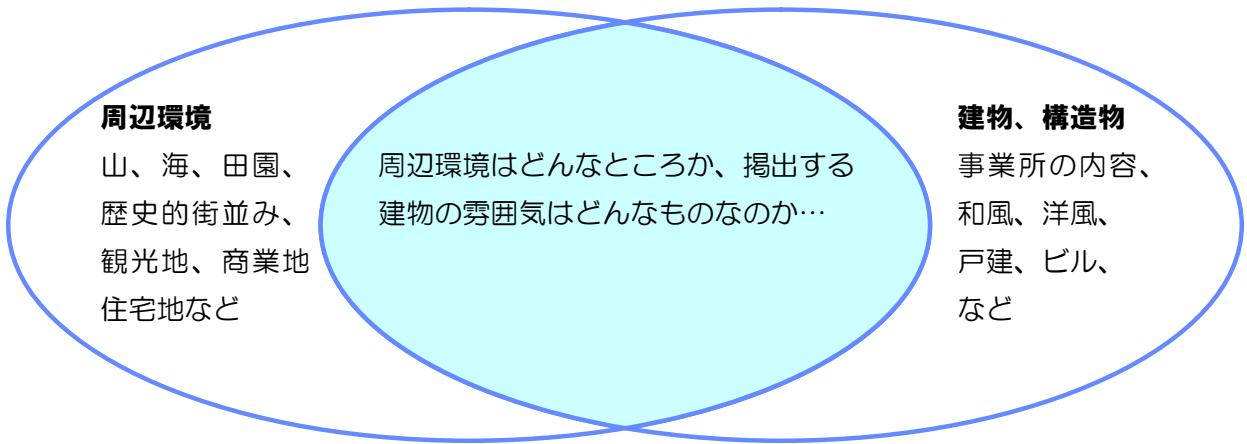
倒壊又は落下のおそれのあるもの

- ・ 落下しやすいものや倒壊のおそれのあるものは事故の危険性があります。



4 屋外広告物のデザインの考え方

屋外広告物のデザインは、屋外広告物単体で考えるのではなく、周辺環境との関係、掲出する建物や構造物との関係といった、地域の特性に配慮して考えることが大切です。



● 大きさ（高さ）



道路幅員や建物とのバランスを考えた大きさや高さにすることで、広告物が周辺に馴染んだ、魅力的な街並みが生まれます。

● 広告物の量や色彩



伝えたい内容、色数を必要最小限に抑え、派手な色彩の使用を抑えれば、情報がシンプルに伝わり、印象に残るものになります。

（基調色は原則彩度 10 以下）

● 形状



建物壁面を下地として利用するなど、少し工夫をするだけで、事業所の内容や、建物の雰囲気に合った形状になります。

●表示場所



表示場所を、周辺環境や建物に配慮することで、魅力的な街並みが生まれます。

●表現方法



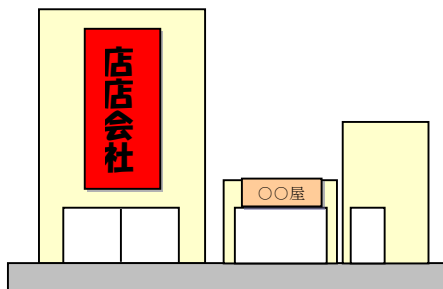
花壇や緑等を沿えることで、こちよいサインとなります

●素材



地域の特性や、お店のイメージに合わせ木・布・石・鋼材などの素材を使い分けるなど、工夫をしてみましょう。

★こんな広告物は嫌われます



周辺の街並みや建物に対して大きすぎる広告物は、見る人に圧迫感や不快感を与えます。周辺の街並みや建物とのバランスを考えた広告物を掲出するように心がけましょう。



一つの広告物はデザインされていても、必要以上の広告物は、周辺の街並みに雑多なイメージを与えます。過剰な広告物の掲出は控えるようにしましょう。

Ⅱ. 周辺環境に調和した屋外広告物のデザイン例

好ましい屋外広告物のデザインは、街並みや地域の特性によって異なります。ここでは、地域や項目別に配慮すべき事項や事例を紹介します。

1 街なみと調和した屋外広告物のデザイン例

たとえば、観光地では、建物や街並みの雰囲気人が人をひきつける魅力となっています。屋外広告物を掲出する際は、その魅力に配慮し、観光地としての雰囲気をより高める広告物とするようにしましょう。

●建物との色や大きさ、設置位置とのバランスを考えましょう



レトロな地域性にふさわしい建物にあわせた設置位置、色彩、大きさとすることで、建物と調和した広告物となっています。



歴史的な建物の色彩に合わせることで、レトロな雰囲気と調和した広告物となっています。

● 地域のもつ雰囲気に合わせて工夫をしましょう



街並みのイメージに合わせて表現とすることで、歴史的な街並みの雰囲気にあった広告物となっています。

● 歴史的な街並みに合わせた素材や意匠を考えましょう



布を使用することで、周辺に違和感のない広告物となっています。



和風のデザインとすることで、歴史的な街並みの魅力を高める広告物となっています。

★街並みの魅力、壊していませんか？

街並みとあって
いるかな？



すっきりと
落ち着いているね



歴史的な街並みや建物がまちの魅力となっている地域では、広告物の表示などは最小限にするとともに、色彩や素材を街並みに合わせるように配慮しましょう。また、全国同じデザインの企業の広告物でも、既存の街並みの魅力を壊さない配慮や工夫が大切です。

2 自然地の屋外広告物のデザイン例

自然地は、屋外広告物自体が目立つ存在となります。

色彩や素材、大きさ、デザインなどに配慮して、田園風景や山々の緑、海や空の青など、北九州市の豊かな自然の魅力を壊さない屋外広告物となるように配慮しましょう。

● 控えめな大きさとするように心がけましょう



見通しのいい開放的な風景のところでは、建物と一体化した控えめなデザインとすることで、周辺景観への影響が少ない広告物となります。

● 自然の素材をうまく活用しましょう



木材を使用することで周辺景観に違和感なく溶け込む広告物となっています。

★屋外広告物の出し方、ちょっと考えてみませんか？



山並みを遮る
大きく派手な色彩
の広告物

色をおさえると
落ち着いた
感じになります



大きさを変えると
背景の山並みが
見えてきます



集合化すると眺め
もよくなります



自然地では、人工物である屋外広告物は非常に目立ち、景観に大きな影響を与えます。自然地に表示などする際には、色彩や大きさ、使用素材に配慮したデザインとし、集合化をおこなうなどの工夫をすれば、周辺の山並みや田園風景、海や空への眺望を妨げることはありません。

3 沿道市街地の屋外広告物のデザイン例

沿道市街地では、走行する車から視認しやすいものとなるように、規模が大きく派手な色彩の屋外広告物が多く表示されています。そうした屋外広告物による乱雑な景観は、街並みのイメージを大きく損なってしまいます。表示などする屋外広告物の面積や高さ、色彩に配慮し、魅力的な街並みを形成するように配慮しましょう。

●沿道の街並みとバランスのとれた高さに工夫にしましょう



高さをおさえ、デザインを工夫することで、事業所と街並みの魅力を高める広告物となっています。

●建物の持つイメージを活かした屋外広告物としましょう



結婚式場というイメージに合わせて、控えめな大きさとすることで、上品な広告物となっています。

● 建物のデザインに合った色彩となるように工夫をしましょう



素地の色彩をおさえることで、建物のデザインを活かした魅力的な広告物となっています。



建物のデザインに合わせた色彩とすることで、建物と一体感のある広告物となっています。

★お気づきですか？色彩や表示に配慮する店舗が増えてきました。



チェーン店でも、色彩や面積、掲出方法などに配慮した広告物を掲出するお店が増えてきています。

4 商業地の屋外広告物のデザイン例

商業地では、店舗や業務用の建物が多く立地し、多くの屋外広告物があふれています。

商業地での屋外広告物は、都市のにぎわいを演出する役割を果たしていますが、一方で、乱雑に表示などしてしまうと商業地のイメージを大きく損なってしまいます。表示などする周辺の景観に配慮して、使用する色彩を決定し、可能な場所では屋外広告物を集合化するなどの工夫をして、デザインや質の向上を図り、都市のにぎわいや活力を演出しましょう。

● 屋上広告は建物との一体感を考えましょう



屋上に設置する広告物は大規模なものとなりがちです。

建物の大きさや色彩に配慮することで、建物との一体感を生み出す広告物となっています。

● 色彩をおさえる工夫をしましょう



規模の大きな壁面広告は壁面の大きさとのバランスを考えるようにしましょう。

色彩をおさえることで規模が大きくても、建物や街並みと調和した広告物となっています。

● お店の雰囲気に合わせて演出をしましょう



のれんや文字体を工夫することで、和風な店構えの雰囲気をひきたてる広告物となっています。



色彩をおさえ、手づくり感のある形状や文字体に工夫することで、お店の雰囲気を演出する広告物となっています。

★魅力的なまちってどんなところ？

乱雑でわかりにくいね



窓面の広告もなく、すっきりしていてお店もみつけやすいよ



多くの広告物が乱立すると煩雑な景観を形成するだけでなく、利用者にとって非常にわかりにくいものになってしまいます。利用者に見やすい位置に集合化するなどの工夫をしましょう。また、窓面を利用した広告物ばかりの雑多な印象の街並みでは、せっかくの楽しいまちの魅力が半減してしまいます。窓面の広告は表示などしないように努めましょう。

5 住宅地の屋外広告物のデザイン例

住宅地は、比較的屋外広告物の表示などが少ない地域です。

住宅地に掲出する屋外広告物は非常に目立つため、住宅地特有の閑静で落ち着いた街並みを壊さない屋外広告物となるように配慮しましょう。

- 周辺の住宅に配慮したデザインを心がけましょう
- 落ち着いた色彩を考えましょう



素材を生かしたデザインで、住宅地に溶け込みつつも必要な情報を発信しています。夜間照明は周辺の住宅に光がもれない工夫がなされています。



落ち着いた色彩とすることで、閑静な住宅地と調和した広告物となっています。

★こんな屋外広告物、違和感を感じませんか？



目立っているけど、
周辺とあって
いるかな？



色や大きさを
変えてみたら
どうかな？

派手で大きな広告物は、周辺環境から突出したものになりがちです。住宅地にふさわしい落ち着いた色彩や大きさにするようにしましょう。

6 ラッピングバスのデザイン例

ラッピングバスは、市内各地をめぐる「走る広告」です。

過剰なデザインは、走行する地域のイメージに合わない景観をつくりだす要因になってしまいます。伝えたい内容をシンプルにまとめ、良好なデザインとするように心がけましょう。

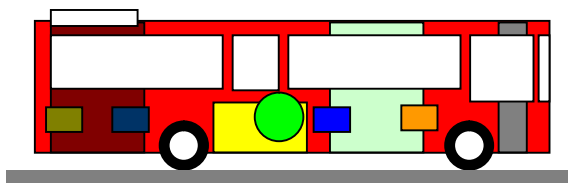
●バスと一体化したデザインを考えましょう



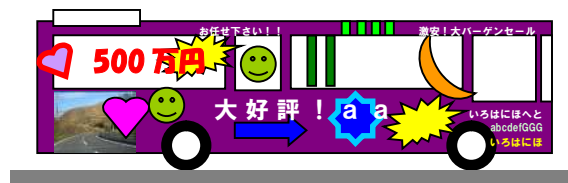
伝えたいことを吟味しシンプルなデザインにすることで、写真と文字だけでも効果的に内容を伝えています。

★移動する広告物だから、ちょっと考えてみませんか？

原色の使用や色数の多いもの



文字や写真など構成要素の多いもの



ラッピングバスは、北九州市内のさまざまな場所を走ります。つまり、デザインによっては走行する地域の景観を大きく損なう要因ともなってしまいます。原色を使用した派手なものや、広告構成要素の多いデザインなどは避け、文字体の統一を図り、文字数を少なくして、走行する地域で「自己主張」し過ぎるものにならないようにしましょう。

屋外広告物勉強会

北九州市では、平成 22 年度に屋外広告物の製作に携わる、「北九州広告美術業協同組合」の皆さんとともに、良好な屋外広告物景観の形成に向けた「屋外広告物勉強会（全5回）」を開催し、屋外広告物の質の向上に向けた議論を行ってきました。

その中で周辺景観に配慮するため、「屋外広告物の基調色の色彩は彩度 10 以下」とする意見がまとまり、令和2年4月の「北九州市景観計画」改定時に、屋外広告物の行為の制限に関する事項に追加されました。

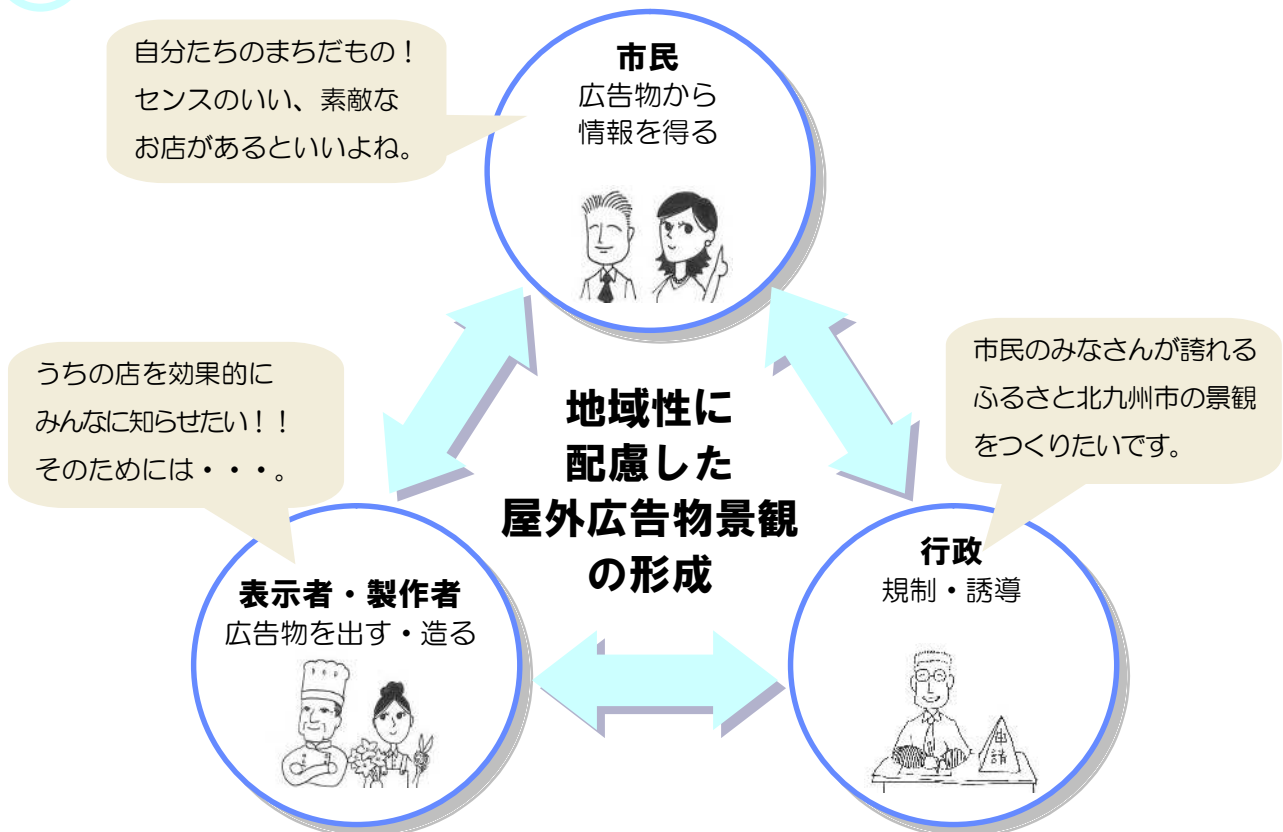


屋外広告物勉強会の様子

Ⅲ. みんなでつくる屋外広告物景観

屋外広告物は、お店や事業所の内容を伝える役割を持つ一方で、否応なくそれを目にする人がいるという側面があることも忘れてはいけません。地域特性に配慮された屋外広告物は、北九州市をよりいっそう魅力的な街にしていきます。みんなの街だからこそ、表示者、製作者、利用者が、どんな広告物がその地域にふさわしいのかを考えていくことが大切です。

1 地域性に配慮した屋外広告物景観の形成



屋外広告は、北九州市の街並みや景観を形成しにぎわいを生み出す重要な要素であるからこそ、掲出する地域の特性に配慮し、見る人にも心地よいものとするように配慮しましょう。そのためには、広告主、制作者のみならず、利用者（市民）、行政が連携して取り組んでいくことが必要です。

市民や事業者の皆様といっしょに個性的で魅力的な街並みづくりを進めていくためにも、ご協力のほどをお願いいたします。

2 問合せ窓口

屋外広告物の許可申請は下記窓口まで

門司区役所 まちづくり整備課 (TEL 331-1884)
 小倉北区役所 まちづくり整備課 (TEL 582-3471)
 小倉南区役所 まちづくり整備課 (TEL 951-4121)
 若松区役所 まちづくり整備課 (TEL 761-5325)
 八幡東区役所 まちづくり整備課 (TEL 671-0803)
 八幡西区役所 まちづくり整備課 (TEL 642-1453)
 戸畑区役所 まちづくり整備課 (TEL 871-1503)

デザインのご相談は下記窓口まで

北九州市建築都市局総務部都市景観課
(TEL 582-2595)

屋外広告物業の登録申請は下記窓口まで

北九州市建設局道路部管理課
(TEL 582-2271)